高圧ガス保安協会手数料表

昭和62年5月1日　制定

令和7年4月1日　改定

特別民間法人
高圧ガス保安協会

（認可手数料）

Ⅰ　高圧ガス保安協会業務方法書（以下「方法書」という。）第66条第１項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。

（※の手数料は消費税込み。その他は非課税）

１．受講料

(1) 方法書第7条の高圧ガス製造保安係員等の講習

区　　分	手　数　料
イ. 高圧ガス製造保安係員	11,900 円
ロ. 高圧ガス製造保安主任者	14,400 円
ハ. 高圧ガス製造保安企画推進員	14,400 円

※(2) 方法書第8条の試験科目免除講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
イ. 製造講習	甲種化学	28,100 円
	乙種化学	24,200 円
	丙種化学液石	24,200 円
	丙種化学特別	24,200 円
	甲種機械	28,100 円
	乙種機械	24,200 円
	第一種冷凍機械	28,100 円
	第二種冷凍機械	24,200 円
	第三種冷凍機械	17,500 円
（ただし、乙種化学講習、丙種化学液石講習、丙種化学特別講習又は乙種機械講習を受ける者のうち、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第４条第２項の規定の適用を受けるものの受講料（検定料を含む。）については同額、第３項の規定の適用を受けるものの受講料（検定料を含む。）については、11,100 円とする。）		
ロ. 販売講習	第一種販売	16,700 円
	第二種販売	16,700 円

(3) 方法書第9条の移動監視者講習（検定料を含む。）

区　　分	手　数　料
移動監視者講習	13,200 円
移動監視者講習（液化石油ガス）	15,600 円

(4) 方法書第10条の特定高圧ガス取扱主任者講習（検定料を含む）

区　　分	手　数　料
特定高圧ガス取扱主任者講習	13,800 円

(5) 方法書第11条の業務主任者講習

区　　分	手　数　料
業務主任者講習	5,700 円

(6) 方法書第12条の液化石油ガス設備士再講習

区　　分	手　数　料
液化石油ガス設備士再講習	5,900 円

(7) 方法書第13条の業務主任者の代理者講習(検定料を含む。）

区　　分	手　数　料
業務主任者の代理者講習	16,200 円

(8) 方法書第14条の充てん作業者再講習

区　　分	手　数　料
充てん作業者再講習	8,950 円

(9) 方法書第15条の液化石油ガス設備士の認定に係る講習

区　　分	手　数　料
液化石油ガス設備士の認定に係る講習	3,680 円

(10) 方法書第17条の保安業務員講習(検定料を含む。)

区　　分	手　数　料
保安業務員講習	15,200 円

(11) 方法書第18条の調査員講習(検定料を含む。)

区　　分	手　数　料
調査員講習	8,700 円

(12) 方法書第19条の充てん作業者講習

区　　分	手　数　料
イ. 座学（修了試験料を含む。）	16,100 円
ロ. 実習	32,000 円
ハ. 科目免除者（修了試験料を含む。）	12,700 円

(13) 方法書第57条の液化石油ガス設備士講習(筆記試験料を含む。)

区　　分	手　数　料
イ. 第１講習	128,900 円
ロ. 第２講習及び第３講習	16,100 円

(14) 方法書第57条第3項及び第4項の液化石油ガス設備士講習に係る修了試験

区　　分	手　数　料
技能試験（材料費を含む）	20,200 円

2. 国内検査等手数料

(1) 方法書第27条の完成検査

区　　分		手　数　料
イ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造許可に係る完成検査	（イ）高圧ガス製造設備（（ロ）、（ハ）及び（ニ）を除く。）	
	処理容積10,000,000m^3以上の設備	440,000 円
	1,000,000m^3以上　10,000,000m^3未満	267,300 円
	500,000m^3以上　1,000,000m^3未満	173,000 円
	100,000m^3以上　500,000m^3未満	110,000 円
	25,000m^3以上　100,000m^3未満	86,400 円
	5,000m^3以上　25,000m^3未満	67,600 円
	1,000m^3以上　5,000m^3未満	53,500 円
	200m^3以上　1,000m^3未満	42,400 円
	100m^3以上　200m^3未満	24,500 円
	（ロ）高圧ガス製造設備（移動式製造設備のみのもの）	
	処理容積10,000,000m^3以上の設備	71,600 円
	5,000,000m^3以上　10,000,000m^3未満	59,000 円
	1,000,000m^3以上　5,000,000m^3未満	47,300 円
	500,000m^3以上　1,000,000m^3未満	34,700 円
	100,000m^3以上　500,000m^3未満	21,300 円
	25,000m^3以上　100,000m^3未満	16,500 円
	5,000m^3以上　25,000m^3未満	12,600 円
	1,000m^3以上　5,000m^3未満	10,200 円
	200m^3以上　1,000m^3未満	8,680 円
	100m^3以上　200m^3未満	5,770 円
	（ハ）高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの）	
	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	91,200 円
	1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満	72,000 円
	300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満	55,900 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満	43,900 円
	20ﾄﾝ以上　100ﾄﾝ未満	28,900 円
	（ニ）液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	6,400 円

ロ. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造施設等変更許可に係る完成検査	（イ）高圧ガス製造設備（（ロ）、（ハ）及び（ニ）を除く。）	
	変更後の処理容積が10,000,000m^3以上増加する場合	290,800 円
	1,000,000m^3以上　10,000,000m^3未満	173,000 円
	500,000m^3以上　1,000,000m^3未満	117,900 円
	100,000m^3以上　500,000m^3未満	73,100 円
	25,000m^3以上　100,000m^3未満	54,200 円
	5,000m^3以上　25,000m^3未満	48,000 円
	1,000m^3以上　5,000m^3未満	44,800 円
	200m^3以上　1,000m^3未満	30,800 円
	200m^3未満	20,500 円
	その他の場合	12,700 円
	（ロ）高圧ガス製造設備（移動式製造設備のみのもの）	
	変更後の処理容積が10,000,000m^3以上増加する場合	51,200 円
	5,000,000m^3以上　10,000,000m^3未満	41,700 円
	1,000,000m^3以上　5,000,000m^3未満	34,700 円
	500,000m^3以上　1,000,000m^3未満	24,400 円
	100,000m^3以上　500,000m^3未満	14,100 円
	25,000m^3以上　100,000m^3未満	11,000 円
	5,000m^3以上　25,000m^3未満	9,520 円
	1,000m^3以上　5,000m^3未満	7,270 円
	200m^3以上　1,000m^3未満	6,430 円
	200m^3未満	4,060 円
	その他の場合	2,520 円
	（ハ）高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの）	
	変更後の冷凍能力が3,000ﾄﾝ以上増加する場合	56,700 円
	1,000ﾄﾝ以上　3,000ﾄﾝ未満	50,700 円
	300ﾄﾝ以上　1,000ﾄﾝ未満	44,900 円
	100ﾄﾝ以上　300ﾄﾝ未満	30,500 円
	100ﾄﾝ未満	24,000 円
	その他の場合	13,300 円
	（ニ）液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガス法に基づく完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められたもの	6,400 円
ハ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所設置許可に係る完成検査		19,600 円
ニ. 高圧ガス保安法に基づく第一種貯蔵所位置等変更許可に係る完成検査		
	変更後の貯蔵容積が増加する場合	11,000 円
	その他の場合	8,710 円
ホ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可に係る完成検査		32,600 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 6,120 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
ヘ. 液化石油ガス法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可に係る完成検査		25,300 円に貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設を除く。）の数を乗じて得た額と 6,120 円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
ト. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の設置許可に係る完成検査		37,900 円に充てん設備の数を乗じて得た金額
チ. 液化石油ガス法に基づく充てん設備の変更許可に係る完成検査		28,400 円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額

(2) 方法書第27条の2の輸入検査

区　　分	手　数　料
イ. 容積1,000m^3以上（液化ガスにあっては、質量10ﾄﾝ以上）の高圧ガス	28,300 円
ロ. 容積300m^3以上 1,000m^3未満（液化ガスにあっては、質量3ﾄﾝ以上10ﾄﾝ未満）の高圧ガス	22,100 円
ハ. 容積300m^3未満（液化ガスにあっては、質量3ﾄﾝ未満）の高圧ガス	13,600 円

(3) 方法書第29条の保安検査

区　　分			手　数　料
イ. 高圧ガス製造設備（ロ及びハを除く。）	処理容積10,000,000m^3以上の設備		638,800 円
	1,000,000m^3以上	10,000,000m^3未満	387,500 円
	500,000m^3以上	1,000,000m^3未満	261,900 円
	100,000m^3以上	500,000m^3未満	157,100 円
	25,000m^3以上	100,000m^3未満	125,700 円
	5,000m^3以上	25,000m^3未満	99,500 円
	1,000m^3以上	5,000m^3未満	78,700 円
	200m^3以上	1,000m^3未満	62,900 円
	100m^3以上	200m^3未満	34,700 円
ロ. 高圧ガス製造設備（移動式のみのもの）	処理容積10,000,000m^3以上の設備		99,500 円
	5,000,000m^3以上	10,000,000m^3未満	83,900 円
	1,000,000m^3以上	5,000,000m^3未満	67,200 円
	500,000m^3以上	1,000,000m^3未満	49,400 円
	100,000m^3以上	500,000m^3未満	32,500 円
	25,000m^3以上	100,000m^3未満	23,100 円
	5,000m^3以上	25,000m^3未満	21,100 円
	1,000m^3以上	5,000m^3未満	15,800 円
	200m^3以上	1,000m^3未満	12,600 円
	100m^3以上	200m^3未満	8,080 円
ハ. 高圧ガス製造設備（冷凍のためのもの）	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備		126,700 円
	1,000ﾄﾝ以上	3,000ﾄﾝ未満	99,100 円
	300ﾄﾝ以上	1,000ﾄﾝ未満	79,400 円
	100ﾄﾝ以上	300ﾄﾝ未満	61,600 円
	20ﾄﾝ以上	100ﾄﾝ未満	42,800 円
	（ただし、会長が委嘱した者が実施する検査の手数料については、別に定める。）		
ニ. 液化石油ガス法に基づくもの			28,300 円

(4) 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 完成検査実施者の認定に係る調査	2,037,000 円
施設の追加	833,400 円
ロ. 保安検査実施者の認定に係る調査（連続運転）	2,854,000 円
施設の追加	1,235,000 円
ハ. 保安検査実施者の認定に係る調査（停止）	2,487,000 円
施設の追加	1,031,000 円
ニ. イ＋ロの調査	3,840,000 円
ホ. イ＋ハの調査	3,471,000 円
ヘ. ロ＋ハの調査	4,035,000 円
ト. イ＋ロ＋ハの調査	4,657,000 円

(5) 方法書第33条の容器検査及び容器再検査

A 次に掲げる容器検査

①「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく容器検査

②方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

③方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査

④方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

⑤方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

区分		手数料（１個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 15,800 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 4,740 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 505 円を加算した額
	51個目から	１個につき 2,410 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 256 円を加算した額
	500㍑以上1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	15,800 円
	11個目から　50個目まで	4,740 円
	51個目から	2,410 円
	500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,660 円
	11個目から　50個目まで	2,180 円
	51個目から	1,100 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 317 円に10㍑又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	283 円
	201個目から　400個目まで	172 円
	401個目から　600個目まで	114 円
	601個目から	91 円
	30㍑以上150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	317 円
	101個目から　200個目まで	283 円
	201個目から　400個目まで	172 円
	401個目から　600個目まで	114 円
	601個目から	91 円
	5㍑以上30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	267 円
	101個目から　200個目まで	237 円
	201個目から　400個目まで	135 円
	401個目から　600個目まで	94 円
	601個目から	76 円

	1㍑以上5㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から 1㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から	 191 円 156 円 95 円 66 円 49 円 151 円 132 円 82 円 53 円 42 円
ハ. 高強度鋼容器検査 （イ又はロを除く。）	内容積30㍑以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から 5㍑以上30㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から 1㍑以上5㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から 1㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 100個目まで 101個目から 200個目まで 201個目から 400個目まで 401個目から 600個目まで 601個目から	 1個につき 230 円に10㍑又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額 195 円 120 円 78 円 68 円 230 円 195 円 120 円 78 円 68 円 160 円 140 円 89 円 60 円 43 円 137 円 128 円 71 円 49 円 38 円
ニ. イ～ハ以外の継目なし容器検査	内容積1,000㍑以上の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで 11個目から 50個目まで 51個目から 500㍑以上 1,000㍑未満の容器 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 10個目まで 11個目から 50個目まで 51個目から	 1個につき 7,280 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額 1個につき 2,190 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額 1個につき 1,110 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額 7,280 円 2,190 円 1,110 円

	150㍍以上　500㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	832 円
	101個目から　200個目まで	793 円
	201個目から　400個目まで	473 円
	401個目から　600個目まで	320 円
	601個目から	256 円
	30㍍以上　150㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	212 円
	101個目から　200個目まで	189 円
	201個目から　400個目まで	114 円
	401個目から　600個目まで	78 円
	601個目から	62 円
	5㍍以上　30㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	170 円
	101個目から　200個目まで	136 円
	201個目から　400個目まで	80 円
	401個目から　600個目まで	53 円
	601個目から	42 円
	1㍍以上　5㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	106 円
	101個目から　200個目まで	89 円
	201個目から　400個目まで	71 円
	401個目から　600個目まで	49 円
	601個目から	32 円
	1㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	82 円
	101個目から　200個目まで	77 円
	201個目から　400個目まで	53 円
	401個目から　600個目まで	38 円
	601個目から	27 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000㍍以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 7,280 円に 1,000㍍又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 2,190 円に 1,000㍍又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額
	51個目から	１個につき 1,110 円に 1,000㍍又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額
	500㍍以上 1,000㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	7,280 円
	11個目から　50個目まで	2,190 円
	51個目から	1,110 円
	150㍍以上　500㍍未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	832 円
	101個目から　200個目まで	786 円
	201個目から　400個目まで	646 円
	401個目から　600個目まで	323 円
	601個目から	163 円

	30㍑以上　150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	212 円
	101個目から　200個目まで	120 円
	201個目から　400個目まで	88 円
	401個目から　600個目まで	45 円
	601個目から	24 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	170 円
	101個目から　200個目まで	86 円
	201個目から　400個目まで	67 円
	401個目から　600個目まで	32 円
	601個目から	17 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	106 円
	101個目から　200個目まで	53 円
	201個目から　400個目まで	42 円
	401個目から　600個目まで	22 円
	601個目から	12 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	82 円
	101個目から　200個目まで	43 円
	201個目から　400個目まで	32 円
	401個目から　600個目まで	17 円
	601個目から	9 円

Ｂ　Ａ以外の容器検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の容器検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

Ｃ　容器再検査

区　　分		手数料（１個につき）
イ．温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器再検査	内容積1,000㍑以上の容器	１個につき 15,800 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額
	500㍑以上　1,000㍑未満の容器	15,800 円
	500㍑未満の容器	6,660 円
ロ．繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器再検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	１個につき 317 円に10㍑又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額
	30㍑以上　150㍑未満の容器	317 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	267 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	191 円
	1㍑未満の容器	151 円
ハ．高強度鋼容器再検査（イ又はロを除く。）	内容積30㍑以上の容器	１個につき 230 円に10㍑又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額
	5㍑以上　30㍑未満の容器	230 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	160 円
	1㍑未満の容器	137 円

ニ. イ～ハ以外の継目なし容器再検査	内容積1,000ﾘｯﾄﾙ以上の容器	1個につき 7,280 円に 1,000ﾘｯﾄﾙ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額
	500ﾘｯﾄﾙ以上 1,000ﾘｯﾄﾙ未満の容器	7,280 円
	150ﾘｯﾄﾙ以上 500ﾘｯﾄﾙ未満の容器	832 円
	30ﾘｯﾄﾙ以上 150ﾘｯﾄﾙ未満の容器	212 円
	5ﾘｯﾄﾙ以上 30ﾘｯﾄﾙ未満の容器	170 円
	1ﾘｯﾄﾙ以上 5ﾘｯﾄﾙ未満の容器	106 円
	1ﾘｯﾄﾙ未満の容器	82 円
ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器再検査	内容積1,000ﾘｯﾄﾙ以上の容器	1個につき 7,280 円に 1,000ﾘｯﾄﾙ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額
	500ﾘｯﾄﾙ以上 1,000ﾘｯﾄﾙ未満の容器	7,280 円
	150ﾘｯﾄﾙ以上 500ﾘｯﾄﾙ未満の容器	832 円
	30ﾘｯﾄﾙ以上 150ﾘｯﾄﾙ未満の容器	212 円
	5ﾘｯﾄﾙ以上 30ﾘｯﾄﾙ未満の容器	170 円
	1ﾘｯﾄﾙ以上 5ﾘｯﾄﾙ未満の容器	106 円
	1ﾘｯﾄﾙ未満の容器	82 円

(6) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 857,900 円の合計額
ロ. 区分追加	1件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 246,500 円の合計額

(7) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
容器の型式承認の試験	154,700 円

(8) 方法書第36条の附属品検査及び附属品再検査

A 次に掲げる附属品検査

① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく附属品検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく附属品検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく附属品検査

区　　分		手数料（１個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品検査	内容積1,000ﾘｯﾄﾙ以上の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 50個目まで	1,100 円
	51個目から 100個目まで	631 円
	101個目から 150個目まで	313 円
	151個目から	103 円
	500ﾘｯﾄﾙ以上 1,000ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 50個目まで	536 円
	51個目から 100個目まで	317 円
	101個目から 150個目まで	157 円
	151個目から	52 円
	500ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から 1,000個目まで	19 円
	1,001個目から 5,000個目まで	12 円
	5,001個目から 10,000個目まで	6 円
	10,001個目から	5 円

ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品検査	内容積150ﾘｯﾄﾙ以上の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 5,001個目から 10,000個目まで 10,001個目から 150ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品 同一日に検査を行う申請数量のうち、 1個目から 5,000個目まで 5,001個目から10,000個目まで 10,001個目から	 32 円 17 円 11 円 22 円 14 円 8 円

B A以外の附属品検査

区　　分	手　数　料
A以外の附属品検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

C 附属品再検査

区　　分		手数料（１個につき）
イ. ロ以外の容器の附属品再検査	内容積1,000ﾘｯﾄﾙ以上の容器の附属品	1,100 円
	500ﾘｯﾄﾙ以上 1,000ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品	536 円
	500ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品	19 円
ロ. 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器の附属品再検査	内容積150ﾘｯﾄﾙ以上の容器の附属品	32 円
	150ﾘｯﾄﾙ未満の容器の附属品	22 円

(9) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 857,900 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 246,500 円の合計額

(10) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
附属品の型式承認の試験	121,800 円

(11) 方法書第39条の特定設備検査

Ａ 次に掲げる特定設備検査

① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく特定設備検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

区分		手数料（１基につき）
イ. ロ～ト以外の特定設備	内容積100,000ｍ^3以上の特定設備	575,100 円
	50,000ｍ^3以上 100,000ｍ^3未満	501,800 円
	25,000ｍ^3以上 50,000ｍ^3未満	432,800 円
	10,000ｍ^3以上 25,000ｍ^3未満	359,900 円
	5,000ｍ^3以上 10,000ｍ^3未満	298,600 円
	1,000ｍ^3以上 5,000ｍ^3未満	241,400 円
	500ｍ^3以上 1,000ｍ^3未満	175,700 円
	100ｍ^3以上 500ｍ^3未満	126,600 円
	10ｍ^3以上 100ｍ^3未満	85,100 円
	1ｍ^3以上 10ｍ^3未満	52,800 円
	100㍑以上 1ｍ^3未満	36,700 円
	10㍑以上 100㍑未満	34,100 円
	10㍑未満	22,200 円
ロ. 構成する部品点数が１である特定設備	内容積1ｍ^3以上10ｍ^3未満の特定設備	29,600 円
	100㍑以上 1ｍ^3未満	25,700 円
	10㍑以上 100㍑未満	23,200 円
	10㍑未満	19,000 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1ｍ^3以上10ｍ^3未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	１基目から５基目まで	27,600 円
	６基目から10基目まで	11,700 円
	11基目から	7,220 円
	100㍑以上 1ｍ^3未満の特定設備	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	１基目から５基目まで	19,600 円
	６基目から10基目まで	8,250 円
	11基目から	3,850 円
ニ. 岩盤貯槽の特定設備（ホを除く。）	内容積800,000ｍ^3以上の特定設備	16,131,000 円
	500,000ｍ^3以上 800,000ｍ^3未満	15,041,000 円
	200,000ｍ^3以上 500,000ｍ^3未満	13,503,000 円
	200,000ｍ^3未満	11,729,000 円
ホ. 鋼製ライニング式岩盤貯槽の特定設備	内容積500ｍ^3以上 1,000ｍ^3未満の特定設備	2,561,000 円
	500ｍ^3未満	2,192,000 円

ヘ. 製造工程制限検査の特定設備（トを除く。）	内容積100,000m^3以上の特定設備	111,600 円に工程の数を乗じた額及び17,000 円の合計額
	50,000m^3以上 100,000m^3未満	97,000 円に工程の数を乗じた額及び17,000 円の合計額
	25,000m^3以上 50,000m^3未満	83,100 円に工程の数を乗じた額及び17,000 円の合計額
	10,000m^3以上 25,000m^3未満	68,400 円に工程の数を乗じた額及び17,000 円の合計額
	5,000m^3以上 10,000m^3未満	56,700 円に工程の数を乗じた額及び14,800 円の合計額
	1,000m^3以上 5,000m^3未満	45,300 円に工程の数を乗じた額及び14,800 円の合計額
	500m^3以上 1,000m^3未満	33,100 円に工程の数を乗じた額及び10,600 円の合計額
	100m^3以上 500m^3未満	24,100 円に工程の数を乗じた額及び6,380 円の合計額
	10m^3以上 100m^3未満	16,000 円に工程の数を乗じた額及び4,320 円の合計額
	1m^3以上 10m^3未満	9,820 円に工程の数を乗じた額及び3,390 円の合計額
	1m^3未満	6,660 円に工程の数を乗じた額及び1,700 円の合計額
ト. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が１であるものに限る。）	内容積1m^3以上10m^3未満の特定設備	7,100 円に工程の数を乗じた額及び1,190 円の合計額
	1m^3未満	6,190 円に工程の数を乗じた額及び1,190 円の合計額

B A以外の特定設備検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の特定設備検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(12) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 869,200 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 247,800 円の合計額

3. 国内認定手数料

(1) 方法書第42条の指定設備の認定

区分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	206,700 円
	1,000ﾄﾝ以上 3,000ﾄﾝ未満	161,000 円
	300ﾄﾝ以上 1,000ﾄﾝ未満	128,600 円
	100ﾄﾝ以上 300ﾄﾝ未満	106,500 円
	20ﾄﾝ以上 100ﾄﾝ未満	75,600 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^3以上の設備	984,300 円
	1,000,000m^3以上 10,000,000m^3未満	590,900 円
	500,000m^3以上 1,000,000m^3未満	393,300 円
	100,000m^3以上 500,000m^3未満	245,600 円
	25,000m^3以上 100,000m^3未満	196,200 円
	5,000m^3以上 25,000m^3未満	155,900 円
	1,000m^3以上 5,000m^3未満	119,200 円
	200m^3以上 1,000m^3未満	95,900 円
	100m^3以上 200m^3未満	55,100 円

(2)方法書第42条の2の認定指定設備の移設等に係る調査

区分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000ﾄﾝ以上の設備	72,300 円
	1,000ﾄﾝ以上 3,000ﾄﾝ未満	65,600 円
	300ﾄﾝ以上 1,000ﾄﾝ未満	60,600 円
	100ﾄﾝ以上 300ﾄﾝ未満	52,100 円
	20ﾄﾝ以上 100ﾄﾝ未満	42,800 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^3以上の設備	717,700 円
	1,000,000m^3以上 10,000,000m^3未満	432,000 円
	500,000m^3以上 1,000,000m^3未満	291,100 円
	100,000m^3以上 500,000m^3未満	183,900 円
	25,000m^3以上 100,000m^3未満	149,900 円
	5,000m^3以上 25,000m^3未満	119,500 円
	1,000m^3以上 5,000m^3未満	93,500 円
	200m^3以上 1,000m^3未満	76,400 円
	100m^3以上 200m^3未満	45,900 円

(3)方法書第42条の3の認定指定設備の交換に係る調査

区分		手数料（設備毎）
窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m^3以上の設備	369,800 円
	1,000,000m^3以上 10,000,000m^3未満	219,000 円
	500,000m^3以上 1,000,000m^3未満	171,300 円
	100,000m^3以上 500,000m^3未満	131,900 円
	25,000m^3以上 100,000m^3未満	94,900 円
	5,000m^3以上 25,000m^3未満	80,700 円
	1,000m^3以上 5,000m^3未満	64,900 円
	200m^3以上 1,000m^3未満	51,100 円
	100m^3以上 200m^3未満	42,800 円

4. 外国検査、認定等手数料

次に掲げる手数料の額に、101,800 円(東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあっては 50,900 円)に出張回数を乗じて得られた額及び当該検査等をするため職員１人が当該申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額(以下「旅費等」という。)を加算した額とする。

ただし、容器・附属品の型式承認の試験、特定設備検査及び指定設備の認定において、同一の申請者に係る申請であって申請に係る設備等の数量が2以上であり、かつ、その出張で2以上の数量の設備等の検査等が実施できる場合にあっては、それぞれの手数料を合算して得られた額に旅費等を加算した額とする。

(1) 方法書第33条の容器検査

Ａ 次に掲げる容器検査

① 「容器保安規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく容器検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく容器検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて容器規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく容器検査

区分		手数料（１個につき）
イ. 温度零下50度以下の液化ガスを充てんするための容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	１個につき 15,000 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 1,680 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	１個につき 3,940 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 505 円を加算した額
	51個目から	１個につき 1,610 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 256 円を加算した額
	500㍑以上1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	15,000 円
	11個目から　50個目まで	3,940 円
	51個目から	1,610 円
	500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,290 円
	11個目から　50個目まで	1,820 円
	51個目から	729 円
ロ. 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器検査及び圧縮水素自動車燃料装置用容器（イを除く。）	内容積150㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 302 円に10㍑又はその端数を増すごとに 59 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	268 円
	201個目から　400個目まで	157 円
	401個目から　600個目まで	99 円
	601個目から	76 円
	30㍑以上150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	302 円
	101個目から　200個目まで	268 円
	201個目から　400個目まで	157 円
	401個目から　600個目まで	99 円
	601個目から	76 円

	5㎘以上30㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	257 円
	101個目から　200個目まで	227 円
	201個目から　400個目まで	125 円
	401個目から　600個目まで	84 円
	601個目から	66 円
	1㎘以上5㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	184 円
	101個目から　200個目まで	149 円
	201個目から　400個目まで	88 円
	401個目から　600個目まで	58 円
	601個目から	41 円
	1㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	145 円
	101個目から　200個目まで	126 円
	201個目から　400個目まで	76 円
	401個目から　600個目まで	47 円
	601個目から	36 円
ハ.高強度鋼容器検査 （イ又はロを除く。）	内容積30㎘以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	１個につき 215 円に10㎘又はその端数を増すごとに 4 円を加算した額
	101個目から　200個目まで	180 円
	201個目から　400個目まで	105 円
	401個目から　600個目まで	64 円
	601個目から	54 円
	5㎘以上30㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	215 円
	101個目から　200個目まで	180 円
	201個目から　400個目まで	105 円
	401個目から　600個目まで	64 円
	601個目から	54 円
	1㎘以上5㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	153 円
	101個目から　200個目まで	133 円
	201個目から　400個目まで	82 円
	401個目から　600個目まで	53 円
	601個目から	36 円
	1㎘未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	131 円
	101個目から　200個目まで	122 円
	201個目から　400個目まで	65 円
	401個目から　600個目まで	43 円
	601個目から	32 円

ニ. イ～ハ以外の継目なし容器検査	内容積1,000㍑以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	1個につき 6,740 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	1個につき 1,660 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額
	51個目から	1個につき 578 円に 1,000㍑又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額
	500㍑以上 1,000㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,740 円
	11個目から　50個目まで	1,660 円
	51個目から	578 円
	150㍑以上　500㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	802 円
	101個目から　200個目まで	764 円
	201個目から　400個目まで	444 円
	401個目から　600個目まで	290 円
	601個目から	227 円
	30㍑以上　150㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	198 円
	101個目から　200個目まで	174 円
	201個目から　400個目まで	99 円
	401個目から　600個目まで	64 円
	601個目から	47 円
	5㍑以上　30㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	160 円
	101個目から　200個目まで	126 円
	201個目から　400個目まで	70 円
	401個目から　600個目まで	43 円
	601個目から	33 円
	1㍑以上　5㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	98 円
	101個目から　200個目まで	82 円
	201個目から　400個目まで	64 円
	401個目から　600個目まで	41 円
	601個目から	24 円
	1㍑未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	76 円
	101個目から　200個目まで	71 円
	201個目から　400個目まで	47 円
	401個目から　600個目まで	32 円
	601個目から	21 円

ホ. イ～ハ以外の溶接容器及びその他の容器検査	内容積1,000ﾘｯﾄﾙ以上の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	1個につき 6,740 円に 1,000ﾘｯﾄﾙ又はその端数を増すごとに 398 円を加算した額
	11個目から　50個目まで	1個につき 1,660 円に 1,000ﾘｯﾄﾙ又はその端数を増すごとに 124 円を加算した額
	51個目から	1個につき 578 円に 1,000ﾘｯﾄﾙ又はその端数を増すごとに 61 円を加算した額
	500ﾘｯﾄﾙ以上 1,000ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　10個目まで	6,740 円
	11個目から　50個目まで	1,660 円
	51個目から	578 円
	150ﾘｯﾄﾙ以上　500ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	802 円
	101個目から　200個目まで	757 円
	201個目から　400個目まで	616 円
	401個目から　600個目まで	293 円
	601個目から	133 円
	30ﾘｯﾄﾙ以上　150ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	198 円
	101個目から　200個目まで	105 円
	201個目から　400個目まで	73 円
	401個目から　600個目まで	30 円
	601個目から	10 円
	5ﾘｯﾄﾙ以上　30ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	160 円
	101個目から　200個目まで	77 円
	201個目から　400個目まで	57 円
	401個目から　600個目まで	22 円
	601個目から	7 円
	1ﾘｯﾄﾙ以上　5ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	98 円
	101個目から　200個目まで	46 円
	201個目から　400個目まで	35 円
	401個目から　600個目まで	14 円
	601個目から	5 円
	1ﾘｯﾄﾙ未満の容器	
	同一日に検査を行う申請数量のうち、	
	1個目から　100個目まで	76 円
	101個目から　200個目まで	37 円
	201個目から　400個目まで	26 円
	401個目から　600個目まで	11 円
	601個目から	3 円

B　A以外の容器検査

区　　分	手　数　料
A以外の容器検査	Aに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(2) 方法書第34条の容器製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 779,300 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 219,000 円の合計額

(3) 方法書第35条の容器の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
容器の型式承認の試験	128,100 円

(4) 方法書第37条の附属品製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 779,300 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 65,900 円に区分の数を乗じた額及び 219,000 円の合計額

(5) 方法書第38条の附属品の型式承認の試験

区　　分	手　数　料
附属品の型式承認の試験	95,300 円

(6) 方法書第39条の特定設備検査

A 次に掲げる特定設備検査

① 「特定設備検査規則の機能性基準の運用について」の別表第２に掲げる例示基準に基づく特定設備検査

② 方法書第3条の2の審査の結果（公開されたものを含む。）に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

③ 方法書第50条の2第1項及び第2項の事前評価の結果に基づき、かつ、公正、公平及び公開を重視した手続を経て、策定された詳細基準に基づく特定設備検査

④ 方法書第50条の2第2項の公開を目的とした事前評価の結果に基づき、特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

⑤ 方法書第50条の2第1項の事前評価を受けて特定設備検査規則に規定する性能基準に適合していることが確認された詳細基準に基づく特定設備検査

区　　分			手数料（１基につき）
イ. ロ～ホ以外の特定設備	内容積100,000m^3以上の特定設備		346,200 円
	50,000m^3以上	100,000m^3未満	299,800 円
	25,000m^3以上	50,000m^3未満	258,000 円
	10,000m^3以上	25,000m^3未満	211,900 円
	5,000m^3以上	10,000m^3未満	175,800 円
	1,000m^3以上	5,000m^3未満	143,100 円
	500m^3以上	1,000m^3未満	101,900 円
	100m^3以上	500m^3未満	72,500 円
	10m^3以上	100m^3未満	44,700 円
	1m^3以上	10m^3未満	25,800 円
	100㍑以上	1m^3未満	14,300 円
	10㍑以上	100㍑未満	9,940 円
	10㍑未満		7,790 円
ロ. 構成する部品点数が１である特定設備	内容積1m^3以上10m^3未満の特定設備		16,600 円
	100㍑以上	1m^3未満	12,800 円
	10㍑以上	100㍑未満	10,100 円
	10㍑未満		5,990 円
ハ. バルク貯槽の特定設備	内容積1m^3以上10m^3未満の特定設備		
	同一日に検査を行う申請数量のうち、		
	１基目から５基目まで		13,200 円
	６基目から10基目まで		6,290 円
	11基目から		5,730 円

	100リットル以上 1m³未満の特定設備 同一日に検査を行う申請数量のうち、 １基目から５基目まで ６基目から10基目 11基目から	 8,910 円 4,420 円 3,760 円
ニ. 製造工程制限検査の特定設備（ホを除く。）	内容積100,000m³以上の特定設備	59,100 円に工程の数を乗じた額及び17,100 円の合計額
	50,000m³以上 100,000m³未満	51,200 円に工程の数を乗じた額及び17,100 円の合計額
	25,000m³以上 50,000m³未満	43,900 円に工程の数を乗じた額及び17,100 円の合計額
	10,000m³以上 25,000m³未満	36,200 円に工程の数を乗じた額及び17,100 円の合計額
	5,000m³以上 10,000m³未満	30,000 円に工程の数を乗じた額及び14,800 円の合計額
	1,000m³以上 5,000m³未満	24,100 円に工程の数を乗じた額及び14,800 円の合計額
	500m³以上 1,000m³未満	17,500 円に工程の数を乗じた額及び10,600 円の合計額
	100m³以上 500m³未満	12,800 円に工程の数を乗じた額及び6,380 円の合計額
	10m³以上 100m³未満	8,610 円に工程の数を乗じた額及び4,320 円の合計額
	1m³以上 10m³未満	5,150 円に工程の数を乗じた額及び3,390 円の合計額
	1m³未満	3,560 円に工程の数を乗じた額及び1,700 円の合計額
ホ. 製造工程制限検査の特定設備（構成する部品点数が１であるものに限る。）	内容積1m³以上10m³未満の特定設備	3,840 円に工程の数を乗じた額及び1,190 円の合計額
	1m³未満	2,910 円に工程の数を乗じた額及び1,190 円の合計額

Ｂ Ａ以外の特定設備検査

区　　分	手　数　料
Ａ以外の特定設備検査	Ａに掲げる額に業務方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価の手数料額を加算した額

(7) 方法書第40条の特定設備製造業者の登録に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 新規・更新	１件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 764,900 円の合計額
ロ. 区分追加	１件につき 68,000 円に区分の数を乗じた額及び 217,100 円の合計額

(8) 方法書第42条の指定設備の認定

区　　分		手数料（設備毎）
イ. ユニット型冷凍装置	冷凍能力3,000トン以上の設備	172,500 円
	1,000トン以上 3,000トン未満	132,600 円
	300トン以上 1,000トン未満	105,900 円
	100トン以上 300トン未満	89,600 円
	20トン以上 100トン未満	64,500 円
ロ. 窒素製造用空気分離装置	処理容積10,000,000m³以上の設備	868,000 円
	1,000,000m³以上 10,000,000m³未満	518,700 円
	500,000m³以上 1,000,000m³未満	343,100 円
	100,000m³以上 500,000m³未満	224,600 円
	25,000m³以上 100,000m³未満	174,100 円
	5,000m³以上 25,000m³未満	139,600 円
	1,000m³以上 5,000m³未満	108,800 円
	200m³以上 1,000m³未満	91,300 円
	100m³以上 200m³未満	56,100 円

5. 証明書等の交付等手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区　　分	手　数　料
イ. 写真の貼付を要しないもの	1枚につき 1,280 円
ロ. 写真の貼付を要するもの	1枚につき 1,630 円

(2) 方法書第39条第3項の特定設備検査合格証の再交付

区　　分	手　数　料
特定設備検査合格証の再交付	1通につき2,430 円

(3) 方法書第42条第3項の指定設備認定証の再交付

区　　分	手　数　料
指定設備認定証の再交付	1通につき2,430 円

(4) 方法書第41条の特定設備基準適合証の交付

区　　分		手　数　料
イ. ロ以外の基準適合証		1通につき8,000 円
ロ. バルク貯槽の基準適合証	1基目から5基目まで	1申請につき4,800 円
	6基目から	1申請につき1,600 円

(5) 方法書第41条第2項の特定設備基準適合証の再交付

区　　分	手　数　料
特定設備基準適合証の再交付	1通につき2,430 円

6. 容器証明書書換等手数料

方法書第33条第5項の容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置

区　　分	手　数　料
容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更の措置	1枚又は1個につき 1,060 円

（届出手数料）

Ⅱ　方法書第66条第2項に規定する手数料の額は、次のとおりとする。（手数料はすべて消費税込み）

1．受講料

(1) 方法書第21条第1項のポリエチレン管ヒート･フュージョンの施工に係る講習（検定料及び材料費を含む。）

区　　分	手　数　料
ポリエチレン管ヒート・フュージョンの施工に係る講習	45,800 円

(2) 方法書第21条第2項のポリエチレン管エレクトロ･フュージョンの施工に係る講習等

区　　分	手　数　料
イ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習（検定料及び材料費を含む。）	14,900 円
ロ. ポリエチレン管エレクトロ・フュージョンの施工に係る講習に係る修了試験技能試験（材料費を含む。）	12,700 円

(3) 方法書第22条第1項の配管用フレキ管講習

区　　分	手　数　料
イ. 配管用フレキ管講習（検定料及び材料費を含む。）	42,500 円
ロ. 配管用フレキ管講習に係る修了試験技能試験（材料費を含む。）	37,900 円

(4) 方法書第22条第3項の配管用フレキ管講習修了者の登録

区　　分	手　数　料
配管用フレキ管講習修了者の登録	1件につき 2,040 円
登録証の再交付	1件につき 1,120 円

(5) 方法書第22条第4項の配管用フレキ管講習実施者の確認

区　　分	手　数　料
配管用フレキ管講習実施者の確認	1件につき 19,900 円

(6) 方法書第23条第1項の液化石油ガスバルク供給受入側保安責任者講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
イ. 無経験者講習	会員の場合	26,400 円
	非会員の場合	39,400 円
ロ. 経験者講習	会員の場合	8,900 円
	非会員の場合	13,200 円

(7) 方法書第23条第2項のCE受入側保安責任者講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
ＣＥ受入側保安責任者講習	会員の場合	22,700 円
	非会員の場合	34,500 円

(8) 方法書第26条の冷凍空調施設工事事業所認定関係講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
イ. 保安確認講習	（イ）フルオロカーボン冷媒	5,980 円
	（ロ）アンモニア冷媒	7,300 円
ロ. 付加講習		5,920 円
ハ. 無資格者講習（注）	（イ）フルオロカーボン冷媒	14,520 円
	（ロ）アンモニア冷媒	16,700 円
（注）ハの検定合格者については、保安確認講習を含め上記により次の金額が必要となる。 （イ）フルオロカーボン冷媒 無資格者講習受講料　保安確認講習受講料 14,520 円 ＋ 5,980 円 ＝ （ロ）アンモニア冷媒 無資格者講習受講料　保安確認講習受講料 16,700 円 ＋ 7,300 円 ＝		20,500 円 24,000 円

2. 認定等手数料

(1) 方法書第28条の2及び第30条の2の特定認定完成検査・特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査□

A 方法書第28条及び第30条の認定完成検査・保安検査実施者の認定に係る調査（以下「認定調査」という。）と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「Ⅰ．４．（２）肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含まない場合）

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定完成検査実施事業者の認定に係る調査	1,331,000 円
施設の追加	518,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転）	1,917,000 円
施設の追加	805,500 円
ハ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止）	1,654,000 円
施設の追加	658,900 円
ニ. イ＋ロの調査	2,624,000 円
ホ. イ＋ハの調査	2,359,000 円
ヘ. ロ＋ハの調査	2,763,000 円
ト. イ＋ロ＋ハの調査	3,210,000 円

B 認定調査と同一の申請区分、同一の申請施設の範囲で同時に申請するものであって、当該認定調査と同時に調査を行うもの（「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「Ⅰ．４．（２）　肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る申請を含む場合）

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（連続運転）	2,274,000 円
施設の追加	1,104,000 円
ロ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る調査（停止）	2,011,000 円
施設の追加	957,400 円
ハ. （Ａのイ）＋イの調査	2,980,000 円
ニ. （Ａのイ）＋ロの調査	2,716,000 円
ホ. イ＋ロの調査	3,120,000 円
ヘ. （Ａのイ）＋イ＋ロの調査	3,566,000 円

C 「特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について」の「附則２.」に基づき、「Ⅰ．４．（２）　肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定」のただし書の適用に係る更新申請を行う場合

区　　分	手　数　料
イ. 特定認定保安検査実施事業者の認定に係る更新調査	850,400 円

(2) 方法書第30条の3の認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区　　分	手　数　料
イ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	356,700 円
ロ. 認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	669,600 円

(3) 方法書第28条の3の自主保安高度化事業者の認定に係る調査

区　　分	手　数　料
イ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（ロを除く。）	1,570,000 円
ロ. 自主保安高度化事業者の認定に係る調査（空気分離装置等のみを有する事業所（※）に限る。）	991,300 円
ハ. 自主保安高度化事業者の開放検査時期設定の認定に係る調査	1,202,000 円
ニ. イ＋ハの調査	2,377,000 円
ホ. ロ＋ハの調査	1,585,000 円

※「空気分離装置等のみを有する事業所」とは、以下に掲げる高圧ガス製造設備のみを有する事業所をいう。
①分解反応や合成反応などの化学反応を伴う設備がない、空気分離装置（深冷分離法・吸着分離法・膜分離法）
②容器に高圧ガスを充填する設備（充填所）

(4) 方法書第30条の4の認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価

区　　分	手　数　料
イ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（ロの場合を除く。）	356,700 円
ロ. 認定高度保安実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（現地調査及び委員会審議を必要とする場合）	669,600 円

(5) 方法書第43条の多孔質物性能試験

区　　分	手　数　料
多孔質物性能試験	1品種につき241,000 円

(6) 方法書第45条のCEの移設検査

区　　分	手数料（設備毎）
内容積100,000m^3以上の設備	635,100 円
50,000m^3以上　100,000m^3未満	554,100 円
25,000m^3以上　50,000m^3未満	478,300 円
10,000m^3以上　25,000m^3未満	397,900 円
5,000m^3以上　10,000m^3未満	330,100 円
1,000m^3以上　5,000m^3未満	267,000 円
500m^3以上　1,000m^3未満	194,600 円
100m^3以上　500m^3未満	140,300 円
10m^3以上　100m^3未満	94,600 円
1m^3以上　10m^3未満	59,000 円
100ﾘｯﾄﾙ以上　1m^3未満	41,300 円
10ﾘｯﾄﾙ以上　100ﾘｯﾄﾙ未満	38,400 円
10ﾘｯﾄﾙ未満	25,400 円

(7) 方法書第48条の耐震構造計算プログラム認証

区　　分			手数料（１件につき）
イ. 認証審査	Ａ種認証		609,700 円
	Ｂ種認証	（イ）	793,100 円
		（ロ）	1,583,000 円
ロ. 確認調査			対象設備１区分につき　204,900円 対象設備の区分が１増すごとに、 これに51,000円を加算した額
ハ. 変更審査	Ａ種認証		374,200 円
	Ｂ種認証	（イ）	557,600 円
		（ロ）	1,128,000 円
ニ. 軽微変更審査			183,400 円

※Ａ種認証：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）と同一の計算方法を用いるもの
　Ｂ種認証（イ）：旧通商産業省認定プログラム（SEISMIT）を一部変更した計算方法を用いるもの
　Ｂ種認証（ロ）：上記以外の計算方法を用いるもの

(8) 方法書第49条の大臣認定試験者に係る事前評価等

区　　分		手　数　料 （１事業所１機器区分につき）
イ. 当該製造事業所が国内にある場合	（イ）新規認定	741,700 円
	（ロ）仕様範囲拡大認定	524,700 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	674,400 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１機器区分増すごとに１機器区分につき	167,400 円
ロ. 当該製造事業所が外国にある場合	（イ）新規認定	676,300 円
	（ロ）仕様範囲拡大認定	438,300 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	609,000 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１機器区分増すごとに１機器区分につき	147,000 円

(9) 方法書第49条の2の冷媒設備の大臣認定試験者に係る事前評価等

区分		手数料（１事業所１区分につき）
イ. 当該製造事業者が国内にある場合	（イ）新規認定	769,900 円
	（ロ）拡大認定	539,700 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	697,000 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１区分増すごとに１区分につき	205,100 円
ロ. 当該製造事業者が外国にある場合	（イ）新規認定	676,500 円
	（ロ）拡大認定	446,300 円
	（ハ）認定試験者の確認調査	603,500 円
	（ニ）前記(イ)、(ロ)又は(ハ)において、１区分増すごとに１区分につき	165,600 円

(10) 方法書第49条の3の冷媒設備の溶接施工法承認、強度試験適用承認及び設計強度確認試験

区分		手数料（１個につき）
イ. 溶接施工法承認		29,700 円
ロ. 強度試験適用承認		37,000 円
ハ. 設計強度確認試験	（イ）申請者が内国事業者の場合	58,100 円
	（ロ）申請者が外国事業者の場合	28,900 円
	（ただし、合格した型式の有効期間内に同一型式を追加申請する場合にあっては、28,900円とする。）	

上記(8)ロ及び(9)ロにおける事業所調査又は(10)ハ(ロ)における試験のための移動に係る人件費(事業所調査日分を除く。)及び旅費として、101,800 円(東南アジア(タイ以東)・東アジア地域にあっては 50,900 円)に出張回数を乗じて得られた額及び当該事業所調査をするため職員が当該申請に係る事業所の所在地に出張するとした場合に当協会旅費規程の規定により支給すべきこととなる旅費の額は、申請者の負担とする。

(11) 方法書第50条の大臣特認に係る特定案件事前評価

区分		手数料（１件につき）
イ	強度計算方法	340,700 円
ロ	材　料 構　造 試験検査方法	229,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	457,700 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	568,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	679,800 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,112,000 円
ト	包括特認	907,900 円
チ	コンクリート貯槽	1,135,000 円
リ	保安係員の選任	834,100 円
ヌ	上記のいずれにも該当しない場合	229,600 円

(12) 方法書第50条の2の容器等の基準・規格に係る事前評価

区	分	手数料（１件につき）
イ	強度計算方法	340,700 円
ロ	材　料 構　造 試験検査方法	229,600 円
ハ	強度計算方法、材料 強度計算方法、構造 強度計算方法、試験検査方法 材料、構造 材料、試験検査方法 構造、試験検査方法	457,700 円
ニ	強度計算方法、材料、構造 強度計算方法、材料、試験検査方法 強度計算方法、構造、試験検査方法 材料、構造、試験検査方法	568,700 円
ホ	強度計算方法、材料、構造、試験検査方法	679,800 円
ヘ	強度計算方法（コンピューター計算のためのプログラムについて審査を必要とする場合）	1,112,000 円
ト	包括特認	907,900 円
チ	岩盤貯槽に係るもの	6,286,000 円
リ	公開詳細基準事前評価書の公開に係るもの	991,900 円
ヌ	地震動の評価に係るもの	608,700 円
ル	上記のいずれにも該当しない場合	229,600 円

ただし、
　上記(11)及び(12)において、大臣特認に係る特定案件事前評価の案件と容器等の基準・規格に係る事前評価の案件とを一体の案件として取扱う場合における当該両案件の手数料は、大臣特認に係る特定案件事前評価又は容器等の基準・規格に係る事前評価のいずれかとして算定することとする。また、現地評価を必要とする場合の手数料は、上記(11)及び(12)に掲げる額に、現地評価に要する時間に1人1時間あたり 11,100 円を乗じた額を加算した額とする。ここで現地評価に要する時間とは、現地にて評価の実施に要する時間と評価のために事務所と現地評価場所とを往復する時間の合算とする。
　上記(12)において、容器等の基準・規格に係る事前評価の複数案件を取りまとめて同一の事前評価申請書で申請する場合（リに掲げるものを除く。）における手数料は、(12)に掲げる額に、取りまとめて申請する当該複数案件数から1を減じた数に 33,500 円を乗じた額を加算した額とする。

(13) 方法書第3条の2の基準の審査

区　分	手数料（１件につき）
一般詳細基準審査に係るもの	1,120,000 円

(14) 方法書第51条の高圧ガス設備の試験等

区	分	手　数　料
イ. 内圧容器等	（イ）（ロ）以外の内圧容器等	１個につき
	内容積 500㍑以上	14,000 円
	内容積 100㍑以上 500㍑未満	11,200 円
	内容積 10㍑以上 100㍑未満	9,130 円
	内容積 10㍑未満	8,320 円
	（ロ）液化石油ガスバルク貯槽用液面計	１個につき（※２）
	１申請につき 1～ 5個目	8,310 円
	１申請につき 6～ 10個目	4,160 円
	１申請につき 11～ 50個目	2,080 円
	１申請につき 51～ 100個目	1,040 円
	１申請につき 101～ 500個目	815 円
	１申請につき 501～ 1,000個目	698 円
	１申請につき 1,001個目以降	582 円

ロ. 圧縮機等		1個につき
	吐出量2,500,000Nm^3/Ｄ以上	62,700 円
	500,000Nm^3/Ｄ以上 2,500,000Nm^3/Ｄ未満	45,300 円
	100,000Nm^3/Ｄ以上 500,000Nm^3/Ｄ未満	30,200 円
	25,000Nm^3/Ｄ以上 100,000Nm^3/Ｄ未満	26,000 円
	5,000Nm^3/Ｄ以上 25,000Nm^3/Ｄ未満	22,400 円
	1,000Nm^3/Ｄ以上 5,000Nm^3/Ｄ未満	18,600 円
	200Nm^3/Ｄ以上 1,000Nm^3/Ｄ未満	13,200 円
	200Nm^3/Ｄ未満	8,030 円
ハ. 管類	最 大 呼 び 径	1ユニットにつき（※3）
	（イ）（ロ）以外の管類	
	250Ａ以上	19,400 円
	200Ａ以上 250Ａ未満	16,500 円
	150Ａ以上 200Ａ未満	14,300 円
	100Ａ以上 150Ａ未満	11,900 円
	50Ａ以上 100Ａ未満	11,000 円
	40Ａ以上 50Ａ未満	9,260 円
	40Ａ未満	7,180 円
	（ロ）管類（複合機器の一部として申請の場合）	
	250Ａ以上	27,700 円
	200Ａ以上 250Ａ未満	23,500 円
	150Ａ以上 200Ａ未満	20,500 円
	100Ａ以上 150Ａ未満	17,000 円
	50Ａ以上 100Ａ未満	15,700 円
	40Ａ以上 50Ａ未満	13,200 円
	40Ａ未満	10,300 円
ニ. 弁類	呼 び 径	1セット につき（※4）
	250Ａ以上	19,900 円
	200Ａ以上 250Ａ未満	17,400 円
	150Ａ以上 200Ａ未満	14,100 円
	100Ａ以上 150Ａ未満	10,300 円
	50Ａ以上 100Ａ未満	9,020 円
	40Ａ以上 50Ａ未満	7,980 円
	40Ａ未満	7,510 円
ホ. 継手類（※1）		1セット につき（※4） 5,780 円
ヘ. 複合機器における機器接合		1接合につき（※5） 1,150 円

※１「継手類」は、毒性ガス、圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドに係る配管の接合に使用するねじ接合継手であって、25A（２圧縮リング型式にあっては10A）以下のものに限る。

※２「個数」は、１日に試験を行う個数をいう。

※３「１ユニット」とは、複合機器の場合にあっては１基、その他の場合にあっては溶接接合により一体となった構造のもの１単位をそれぞれいう。

※４「１セット」とは、同一口径のものであって、100A未満については10ヶ以内、100A以上250A未満については5ヶ以内、250A以上500A未満については2ヶ以内、500A以上については1ヶをそれぞれいう。

※５「接合」の数は、接合の箇所数又は構成機器の数（弁類及び継手類にあってはセット数、管類にあっては口径の種類数）のいずれか小さい数とする。

備考）複合機器１基の場合における手数料額は、機器の種類及びその内容積、吐出量等に応じた手数料額（認定試験者等成績書及び高圧ガス設備試験成績書を受けている機器に係るものを除く。）と、接合の数に 1,150 円を乗じて得た額との和となる。

従って、複合機器が複数基の場合における手数料額は、１基の手数料額に基数を乗じて得た額となる。ただし、弁類及び継手類のみで構成される複合機器が複数基ある場合にあっては、複合機器１基の手数料額に、弁類の総数に係るセット数を乗じて得た額とする。

(15) 方法書第53条の冷凍空調施設工事事業所の認定

区分		手数料（１事業所につき）
イ. 新規認定	（イ）フルオロカーボン冷媒 ① 冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設 ② 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（③を除く。） ③ 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	 40,200 円 32,100 円 20,400 円
	（ロ）アンモニア冷媒 ① 冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設 ② 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	 40,200 円 20,400 円
	（ただし、イ（イ）とイ（ロ）の区分を同時に申請する場合は、イ（イ）とイ（ロ）の手数料額を合計した額とする。この場合において、イ（イ）又はイ（ロ）に該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはイ（ロ）の手数料額）を 14,400 円とする。）	
ロ. 更新認定	（イ）フルオロカーボン冷媒 ① 冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設 ② 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（③を除く。） ③ 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの） （ロ）アンモニア冷媒 ① 冷凍能力３ﾄﾝ以上の冷凍施設 ② 冷凍能力３ﾄﾝ以上20ﾄﾝ未満の冷凍施設（パッケージ・ユニットのみのもの）	 30,700 円 26,600 円 14,900 円 30,700 円 14,900 円
	（ただし、次の（ｉ）から（iii）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはロ（ロ）の手数料額）を 14,400 円とする。 （ｉ）ロ（イ）及びロ（ロ） （ii）ロ（イ）及びイ（ロ） （iii）ロ（ロ）及びイ（イ） ）	
ハ. 認定の区分変更	（イ）フルオロカーボン冷媒 ① イ(イ)②からイ(イ)①への変更 ② イ(イ)③からイ(イ)②への変更 ③ イ(イ)③からイ(イ)①への変更	 11,500 円 11,500 円 23,600 円
	（ロ）アンモニア冷媒 イ(ロ)②からイ(ロ)①への変更	 23,600 円
	（ただし、次の（ｉ）から（ｖ）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれ該当する手数料額を合計した額とする。 （ｉ）ハ（イ）及びハ（ロ）（この場合において、それぞれ該当する手数料額のうちいずれか低い方の額（同額の場合にあってはハ（ロ）の手数料額）を 10,700 円とする。） （ii）ハ（イ）及びイ（ロ） （iii）ハ（イ）及びロ（ロ） （iv）ハ（ロ）及びイ（イ） （ｖ）ハ（ロ）及びロ（イ） ）	

ニ. 認定の拡大更新	（イ） フルオロカーボン冷媒	
	① ロ(イ)②とハ(イ)①を同時に申請する場合	38,700 円
	② ロ(イ)③とハ(イ)②を同時に申請する場合	26,900 円
	③ ロ(イ)③とハ(イ)③を同時に申請する場合	39,000 円
	（ロ） アンモニア冷媒 ロ(ロ)②とハ(ロ)を同時に申請する場合	39,000 円
	（ただし、次の（ｉ）から（vii）に掲げる二つの区分を同時に申請する場合は、それぞれの区分に該当する手数料額を合計した額とする。この場合において、（ｉ）、（ii）、（iii）、（ｖ）及び（vi）にあっては、それぞれ該当する手数料額のうち、いずれか低い方の額（同額の場合にあってはニ（ロ）の手数料額）を 14,400 円とする。 （ｉ）ニ（イ）及び二（ロ） （ii）ニ（イ）及びイ（ロ） （iii）ニ（イ）及びロ（ロ） （iv）ニ（イ）及びハ（ロ） （ｖ）ニ（ロ）及びイ（イ） （vi）ニ（ロ）及びロ（イ） （vii）ニ（ロ）及びハ（イ） ）	

(16) 方法書第55条の容器所有者に係る氏名等の登録等

区分		手数料（１件につき）
イ. 容器所有者に係る氏名等の登録	容器所有本数50,000本以上の者	92,400 円
	10,000本以上 50,000本未満の者	64,500 円
	5,000本以上 10,000本未満の者	46,000 円
	1,000本以上 5,000本未満の者	31,400 円
	100本以上 1,000本未満の者	25,600 円
	100本未満の者	5,370 円
ロ. 容器所有者に係る氏名等の登録更新	容器所有本数50,000本以上の者	52,200 円
	10,000本以上 50,000本未満の者	36,100 円
	5,000本以上 10,000本未満の者	26,100 円
	1,000本以上 5,000本未満の者	17,900 円
	100本以上 1,000本未満の者	13,900 円
	100本未満の者	4,030 円

３. 証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区分	手数料
イ. 写真の貼付を要しないもの	１枚につき 1,350 円
ロ. 写真の貼付を要するもの	１枚につき 1,730 円

(2) 方法書第45条第２項及び第51条第２項の検査合格証等の再交付

区分	手数料
検査合格証等の再交付	１枚につき 2,670 円

(3) 方法書第55条第２項の登録票の再交付

区分	手数料
登録票の再交付	１枚につき 2,340 円

(4) 方法書第42条の２第３項及び第42条の３第３項の認定指定設備技術基準適合書の再交付

区分	手数料
認定指定設備技術基準適合書の再交付	１通につき2,670 円

（自主業務手数料）

Ⅲ　方法書第67条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。（手数料はすべて消費税込み）

１．受講料等

(1)液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
液化石油ガス容器検査所検査主任者等講習	会員の場合	8,680 円
	非会員の場合	13,000 円

(2)冷凍機器溶接士講習（検定料を含む。）

区　　分		手　数　料
冷凍機器溶接士講習	会員の場合	11,800 円
	非会員の場合	17,800 円

(3)CE保安講習

区　　分		手　数　料
ＣＥ保安講習	会員の場合	6,280 円
	非会員の場合	8,370 円

(4)特殊材料ガス保安講習

区　　分		手　数　料
特殊材料ガス保安講習	会員の場合	6,280 円
	非会員の場合	8,370 円

(5)ポリエチレン管講習実施者の確認

区　　分	手　数　料
ポリエチレン管講習実施者の確認	17,400 円

２．検査手数料

(1) ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査

区　　分	手数料（１基につき）
イ．気化装置の工事を伴うもの	81,400 円
ロ．イ.以外のもの	59,100 円

３．検定手数料

(1) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ．工場審査		63,200 円
ロ．第１検定	一体型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。）	78,200 円
	分離型警報器（警報部分離型の本体警報器及び集中式に使用するものを含む。以下同じ。）	
	検知部が１個のもの	78,200 円
	検知部が２個のもの	84,600 円
	検知部が２個を超えるもの	84,600 円に検知部が１個増すごとに6,190 円を加算した額
	警報部分離型	
	分離警報部	34,000 円
	集中式	
	中継部	
	電気を供給される方式のもの	
	外部負荷に電気を供給する回路を有するもの	37,900 円
	その他	37,900 円

	電気を供給されない方式のもの	
	予備電源付	40,300 円
	その他	40,300 円
	受信部	
	１級（地下室等用）	60,600 円
	２級（その他共同住宅等用）	54,200 円
	吸引式漏えい検知装置	65,700 円
	バルク用ガス漏れ検知器	78,200 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	検知部が２個のもの	
	変更があった場合	84,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	39,500 円
	検知部が２個を超えるもの	84,600 円に検知部が１個増すごとに6,190 円を加算した額
	警報部分離型	
	分離警報部	
	変更があった場合	34,000 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	24,900 円
	集中式	
	中継部	
	電気を供給される方式のもの	
	外部負荷に電気を供給する回路を有するもの	
	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	29,900 円
	その他	
	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	29,900 円
	電気を供給されない方式のもの	
	予備電源付	
	変更があった場合	40,300 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	31,200 円
	その他	
	変更があった場合	40,300 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	31,200 円
	受信部	
	１級（地下室等用）	
	変更があった場合	60,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	45,900 円
	２級（その他共同住宅等用）	
	変更があった場合	54,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	41,100 円
	吸引式漏えい検知装置	
	変更があった場合	65,700 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,100 円
	バルク用ガス漏れ検知器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円

ホ. 第２検定		１個につき
	一体型警報器	24 円
	一体型警報器（誤報防止型）	29 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	24 円
	検知部が１個のもの（誤報防止型）	29 円
	検知部が２個のもの	38 円
	検知部が２個のもの（誤報防止型）	45 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 38 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	検知部が２個を超えるもの（誤報防止型）	警報器１個につき 45 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	警報部分離型	
	分離警報部	11 円
	集中式	
	中継部	
	電気を供給される方式のもの	
	外部負荷に電気を供給する回路を有するもの	587 円
	その他	60 円
	電気を供給されない方式のもの	
	予備電源付	683 円
	その他	587 円
	受信部	
	１級（地下室等用）	１回線につき 98 円
	２級（その他共同住宅等用）	１回線につき 73 円
	吸引式漏えい検知装置	1,060 円
	バルク用ガス漏れ検知器	
	一体型（検知部が１個の分離型を含む。）	69 円
	検知部	58 円
ヘ. 予備審査		１件につき、第１検定の区分に応じて、それぞれその手数料に 12,600 円を加算した額 この場合において、分離型警報器については検知部が１個のものの手数料を基礎とする。

(2) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器(複合型)の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	（イ）疑似信号が用いられるもの	
	一体型警報器	81,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	81,800 円
	検知部が２個のもの	103,800 円
	検知部が２個を超えるもの	103,800 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額
	（ロ）疑似信号が用いられないもの	
	一体型警報器	119,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	119,800 円
	検知部が２個のもの	152,100 円
	検知部が２個を超えるもの	152,100 円に検知部が１個増すごとに 9,710 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円

ニ. 品質確認検査	（イ）疑似信号が用いられるもの	
	一体型警報器	
	変更があった場合	81,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,700 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	
	変更があった場合	81,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,700 円
	検知部が２個のもの	
	変更があった場合	103,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	46,500 円
	検知部が２個を超えるもの	103,800 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額
	（ロ）疑似信号が用いられないもの	
	一体型警報器	
	変更があった場合	119,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	39,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	
	変更があった場合	119,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	39,800 円
	検知部が２個のもの	
	変更があった場合	152,000 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	47,400 円
	検知部が２個を超えるもの	152,000 円に検知部が１個増すごとに 9,710 円を加算した額
ホ. 第２検定		（警報器１個につき）
	（イ）疑似信号が用いられるもの	
	一体型警報器	36 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	36 円
	検知部が２個のもの	43 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 43 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	（ロ）疑似信号が用いられないもの	
	一体型警報器	50 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	50 円
	検知部が２個のもの	68 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 68 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額
	（ハ）警報部と検知部を分けて受検する場合	警報部１個につき 検知部１個につき

注1： 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（複合型）の誤報防止機能を有する型式については、当該警報器（複合型）の手数料と同等とする。

注2： 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（複合型）と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、液化石油ガス用ガス漏れ警報器（複合型）の手数料は以下のとおりとする。

区　　分		手　数　料
第１検定		（１件につき）
	一体型警報器	81,800 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	81,800 円
	検知部が２個のもの	89,200 円
	検知部が２個を超えるもの	89,200 円に検知部が１個増すごとに 6,620 円を加算した額
第２検定		（警報器１個につき）
	一体型警報器	33 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	33 円
	検知部が２個のもの	43 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 43 円に検知部が１個増すごとに 11 円を加算した額

注3： 警報部(複合型)と液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検知部を同時に検査申請した場合、警報部(複合型)の第2検定手数料は以下のとおりとする。

区　　分	手　数　料
疑似信号が用いられるもの	警報部１個につき　4 円
疑似信号が用いられないもの	警報部１個につき　18 円

(3) 液化石油ガス用不完全燃焼警報器の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	一体型警報器	78,200 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	78,200 円
	検知部が２個のもの	99,400 円
	検知部が２個を超えるもの	99,400 円に検知部が１個増すごとに6,620 円を加算した額
	検知部	73,600 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	一体型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	分離型警報器	
	変更があった場合	78,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
	検知部	
	変更があった場合	73,600 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	38,600 円
ホ. 第２検定		（警報器１個につき）
	一体型警報器	40 円
	分離型警報器	
	検知部が１個のもの	40 円
	検知部が２個のもの	56 円
	検知部が２個を超えるもの	警報器１個につき 56 円に検知部が１個増すごとに 16 円を加算した額
	検知部	検知部１個につき　32 円

(4) 液化石油ガス検知器に係る検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 型式検定		63,200 円
ロ. 工場審査		63,200 円
ハ. 個別検定	本体	検知器１個につき　1,220 円
	検知部	１個につき 36 円
ニ. 予備検査		90,900 円

(5) 液化石油ガス用ガス漏れ警報器に附属する機器(制御部)の検定

区　　分		手数料（１件につき）
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定		37,900 円
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	変更があった場合	37,900 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	24,600 円
ホ. 第２検定		（1個につき）
	一体型（入力部が１個の分離型を含む。）	49 円
	入力部（又は出力部）	38 円

(6) 情報表示盤の検定

区　　分		手数料(1件につき)
イ. 工場審査		63,200 円
ロ. 第１検定	親機１個及び子機１個のもの	50,500 円
	親機１個及び子機２個のもの	56,800 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	56,800 円に子機１個増すごとに 6,190 円を加算した額
ハ. 品質保証確認審査	変更があった場合	63,200 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	42,700 円
ニ. 品質確認検査	親機１個及び子機１個のもの	
	変更があった場合	50,500 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,400 円
	親機１個及び子機２個のもの	
	変更があった場合	56,800 円
	変更なし又は軽微な変更の場合	35,800 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	56,800 円に子機１個増すごとに 6,190 円を加算した額
ホ. 第２検定	親機１個及び子機１個のもの	49 円
	親機１個及び子機２個のもの	60 円
	親機１個及び子機２個を超えるもの	1件につき 60 円に子機１個増すごとに 11 円を加算した額

第2検定は、1人1日の検定手数料が 14,700 円未満のときは 14,700 円に切り上げるものとする。

4. 認定・審査等手数料

(1) CE施設保安点検等

区　　分	手　数　料
処理容積 200m^3以上の設備	66,000 円
処理容積 200m^3未満の設備	36,600 円

(2) LPガスバルク供給用附属機器の型式認定

区　　分	手　数　料
イ. 工場認定	１申請につき　187,300 円
ロ. 型式認定	１型式につき　69,100 円

(3) 小型高圧ガス容器の型式認定

区　　分	手　数　料
イ. 工場認定	１事業所につき　129,900 円
ロ. 型式認定	１型式につき　65,100 円 １型式増すごとに、これに 39,000 円を加算した額

(4) SFE／SFC認定

区　　分		手　数　料
イ. ＳＦＥ／ＳＦＣの装置本体	基本料金	１システムにつき　101,800 円
	以降、 　装置本体の台数	１台増すごとに、これに 40,700 円を加算した額
ロ. ＳＦＥ／ＳＦＣで使用されるカラム	基本料金	１型式につき　30,500 円
	以降、 　カラムの本数	１本増すごとに、これに 1,010 円を加算した額

(5) 検査事業者の認定

区　　分		手　数　料 （１事業者につき）
イ. 高圧ガスプラント検査事業者の認定	（イ）新規認定	
	基本料金（１事業所１認定区分を認定する手数料）	1,068,000 円
	以降、	
	事業者が認定を申請する事業所	１増すごとに　52,300 円
	事業者が認定を申請する認定区分	１増すごとに　52,300 円 を加算した額
	（ロ）再認定	
	基本料金（１事業所１認定区分を認定する手数料）	754,200 円
	以降、	
	事業者が認定を申請する事業所	１増すごとに　52,300 円
	事業者が認定を申請する認定区分	１増すごとに　52,300 円 を加算した額
	（ハ）甲種拡大認定	
	①　②以外の場合	
	基本料金（１事業所又は１認定区分を拡大する手数料）	282,800 円
	以降、	
	事業者が拡大を申請する事業所	１増すごとに　52,300 円
	事業者が拡大を申請する認定区分	１増すごとに　52,300 円 を加算した額
	②　次の認定のいずれかと同時に実施する場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定	
	事業者が拡大を申請する事業所	１増すごとに　52,300 円
	事業者が拡大を申請する認定区分	１増すごとに　52,300 円 を加算した額
	（ニ）乙種拡大認定	
	①　②以外の場合	
	基本料金（１認定区分を拡大する手数料）	157,100 円
	以降、	
	事業者が拡大を申請する認定区分	１増すごとに　31,400 円 を加算した額
	②　次の認定のいずれかと同時に実施する場合 ・高圧ガスプラント検査事業者の再認定又は甲種拡大認定 ・液化石油ガスタンクローリ検査事業者の新規認定又は再認定	
	事業者が拡大を申請する認定区分	１増すごとに　31,400 円 を加算した額
	（ホ）承継	
	①　確認調査を実施する場合	251,400 円
	②　確認調査を実施しない場合	47,100 円
ロ. 液化石油ガスタンクローリ検査事業者の認定	（イ）新規認定	
	①　②以外の場合	869,500 円
	②　高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合	434,700 円
	（ロ）再認定	
	①　②以外の場合	607,500 円
	②　高圧ガスプラント検査事業者の認定（新規認定及び再認定に限る。）と同時に実施する場合	303,700 円

	（ハ）承継 ① 確認調査を実施する場合 （ｉ）（ii）以外の場合 （ii）高圧ガスプラント検査事業者の承継（確認調査を実施する場合に限る。）と同時に実施する場合 ② 確認調査を実施しない場合 （ｉ）（ii）以外の場合 （ii）高圧ガスプラント検査事業者の承継と同時に実施する場合	 209,500 円 104,700 円 41,800 円 20,800 円
ハ. イ.（イ）及びロ.（イ）の申請に係る検査員１人につき		2,080 円
ニ. 検査員認定（１人につき）		5,230 円
ホ. 検査員証更新（１人につき）		2,080 円
ヘ. 検査員証再交付（１人につき）		2,080 円

(6) LPガス器具等技術審査

区　　分	手数料（１件につき）
イ. 特認事前審査	259,700 円
ロ. 安全性依頼審査	228,300 円
ハ. イ及びロについて審査を要しないもの	82,200 円

(7) 品質システムの審査登録

区　　分		手　数　料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料 （ロ）基本料金 （ハ）事前現地訪問調査 （ニ）審査料 ※ （ホ）登録証の発行	１件につき 73,300 円 １件につき 314,200 円 審査員１人１時間につき 9,420 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料 （ロ）審査料 ※ （ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	１年間につき　52,300 円 審査員１人１時間につき 18,800 円 日本語版１枚につき 10,400 円 英語版１枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料及び（ハ）の事前現地訪問調査は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。

事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員１人１時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(8) 環境マネジメントシステムの審査登録

区分		手数料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料	1件につき 73,300 円
	（ロ）基本料金	1件につき 314,200 円
	（ハ）事前現地訪問調査	審査員1人1時間につき 9,420 円
	（ニ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ホ）登録証の発行	日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料	1年間につき 52,300 円
	（ロ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料及び（ハ）の事前現地訪問調査は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(9) 労働安全衛生マネジメントシステムの審査登録

区分		手数料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料	1件につき 73,300 円
	（ロ）基本料金	1件につき 314,200 円
	（ハ）事前現地訪問調査	審査員1人1時間につき 9,420 円
	（ニ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ホ）登録証の発行	日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料	1年間につき 52,300 円
	（ロ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ハ）登録証の発行（内容に変更のある場合）	日本語版1枚につき 10,400 円 英語版1枚につき 20,900 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料は不要。

※　審査料とは、事前調整打合せ、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

(10) JISHA方式適格OSHMSの認定

区分		手数料
イ. 新規の審査登録料	（イ）申請料	1件につき 73,300 円
	（ロ）基本料金	1件につき 314,200 円
	（ハ）審査料 ※	審査員1人1時間につき 18,800 円
	（ニ）登録証の発行	日本語版1枚につき 3,300 円 英語版1枚につき 3,300 円
ロ. 審査登録の維持料	（イ）登録維持料	1年間につき 52,300 円
ハ. 更新の審査登録料		イの新規に準じる。ただし、（イ）の申請料は不要。

※　審査料とは、書類審査、審査実行計画作成等の準備作業、現地審査、審査結果説明、是正処理後の確認、報告書作成等をいう。
　事前現地訪問調査、現地審査等のための移動に係る旅費（当協会旅費規程による。）及び人件費（審査員1人1時間につき 9,420 円）は、申請者の負担とする。

５．証明書等の交付等の手数料

(1) 講習修了証等の再交付又は写しの交付

区　　分	手　数　料
イ．写真の貼付を要しないもの	１枚につき 1,210 円
ロ．写真の貼付を要するもの	１枚につき 1,550 円

(2) 冷凍機器溶接士

区　　分	手　数　料
イ．認定証明書（新規）	１枚につき 8,650 円
ロ．認定証明書（更新）	１枚につき 7,630 円
ハ．認定証明書再交付	１枚につき 4,270 円

(3)英文証明書

区　　分	手　数　料
英文証明書	１枚につき 7,530 円

(4)高圧ガス･液化石油ガス資格試験合格証明書

区　　分	手　数　料
高圧ガス・液化石油ガス資格試験合格証明書	１枚につき 1,250 円

(5)検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの

区　　分	手　数　料
検査に係る検査証等の再交付で個別に定めていないもの	１枚につき 2,400 円

［参　考］

方法書第65条に規定する手数料の額は、次のとおりとする。
ただし、Ⅰ．試験の手数料については、令和4年度以降の試験からの適用とする。

Ⅰ．試験

1．製造保安責任者試験

区分		手数料
(1) 甲種化学責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(2) 乙種化学責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(3) 丙種化学責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※
(4) 甲種機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(5) 乙種機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(6) 第一種冷凍機械責任者	書面受付	17,800 円
	インターネット受付	17,300 円
(7) 第二種冷凍機械責任者	書面受付	11,600 円※
	インターネット受付	11,100 円※
(8) 第三種冷凍機械責任者	書面受付	10,300 円※
	インターネット受付	9,800 円※

2．販売主任者試験

区分		手数料
(1) 第一種販売主任者	書面受付	9,000 円※
	インターネット受付	8,500 円※
(2) 第二種販売主任者	書面受付	7,200 円※
	インターネット受付	6,700 円※

3．液化石油ガス設備士試験

区分		手数料
液化石油ガス設備士試験	書面受付	23,200 円※
	インターネット受付	22,700 円※

Ⅱ．免状の交付等

1．交付

区分	手数料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	3,600 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	3,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	3,300 円※

2．再交付

区分	手数料
(1) 製造保安責任者（甲種化学・甲種機械・第一種冷凍機械）	2,550 円
(2) 製造保安責任者（(1)を除く。）及び販売主任者	2,400 円※
(3) 液化石油ガス設備士	2,300 円※

3．書換（液化石油ガス設備士）

区分	手数料
書換（液化石油ガス設備士）	1,200 円※

※は、都道府県が手数料条例で定めた手数料の額を示す。